（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
鞆の浦さくら荘 運営規程

(目的)
第１条 この規程は、有限会社親和が運営する小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防)鞆の浦さくら荘(以下、「事業所」という)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)
第２条 本事業は、通いを中心として要介護者あるいは要支援者の態様や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、生活の継続を支援します。また、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。あわせて、利用者の家族との交流の機会の確保、地域住民との交流を図っていきます。

(運営の方針)
第３条 本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護(介護予防)は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。自己評価及び外部評価を定期的に実施し、常に改善を図るようにする。
6 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)
第４条 事業を行う事業所の名称、所在地及び場所は、次のとおりとする。
1 名称：鞆の浦さくら荘
2 所在地：広島県福山市鞆町後地 2113 番地 5
3 本体事業所：さくらホーム・原の家

(職員の員数及び職務内容)

第 5 条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。
① 管理者 1 名(常勤 本体事業所兼務)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
② 計画作成担当者 1 名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する施設、病院等との連絡・調整を行う。
③ 看護職員　訪問看護ステーションさくらホームとの連携による
看護職員は、訪問看護ステーションさくらホームとの密接な連携のもと、利用者の健康状態の把握、医療的ケア及び主治医等の関係医療機関との連絡・調整を行う。
④ 介護職員 常勤換算で 4 名以上
他職種との連携をとりながら、利用者の心身状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護・支援を行う。

(利用定員)
第 6 条 小規模多機能型居宅介護の利用定員は次のとおりとする。
① 登録定員は 12 名とする。
② 1 日の通いサービスの利用定員 6 名とする。
③ 1 日の宿泊サービスの利用定員 2 名とする。

(営業日、営業時間等)
第 7 条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
(1) 営業日：年中無休
(2) 営業時間：
通い：午前 10 時 00 分から午後 5 時までとする。
宿泊：午後 5 時 00 分から翌 10 時までとする。
訪問：(基本時間)24 時間

(（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容)
第 8 条 この事業所が行う小規模多機能型居宅介護(介護予防)の内容は、次のとおりとする。
(1) 通いサービス
(2) 宿泊サービス
(3) 訪問サービス
(4) 介護サービス
(5) 介護予防サービス
(6) 介護方法の指導

(7) 生活指導、機能訓練
(8) 健康状態の確認
(9) 送迎
(10) 入浴サービス
(11) 食事サービス
(12) 排泄支援サービス
(13) 相談・助言など

(（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画)
第 9 条 小規模多機能型居宅介護(介護予防)の提供を開始するに際し、利用者の心身の状況、希望及び家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に計画書を作成する。
2 小規模多機能型居宅介護計画(介護予防)の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。

(利用料その他の費用の額)
第 10 条 小規模多機能型居宅介護(介護予防)サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護(介護予防)が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割又は 3 割(負担割合証の割合に準ずる)の額とする。
2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
(1) 食事に要する費用：朝 300 円、昼 700 円、夕食 500 円
(2) 宿泊に要する費用：4,000 円/1 泊
(3) オムツ代：実費
(4) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる次の費用
 1) 歯ブラシ：実費
 2) 化粧品：実費
(5) サークル活動の材料費：実費
3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)
第 11 条 通常の事業の実施地域は、福山市日常生活圏とする。(南部 1)

(緊急時等における対応方法)
第 12 条 小規模多機能型居宅介護(介護予防)に当たる従業者は、現に小規模多機能型居宅

介護(介護予防)の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)
第 13 条 管理者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)※追記
第 13 条の 2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるものとする。
2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び定期的な訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)※追記
第 13 条の 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)
第 14 条 当事業所は、利用定員を超えてサービスの提供は行わない。
2 利用者や家族、地域住民の代表者、市町村の職員または地域包括支援センターの職員などで構成される「運営推進会議」を設置する。「運営推進会議」の開催は、おおむね 2 ヶ

月に 1 回以上とする。
3 事業所は、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。※追記
4 事業所は、介護に直接従事する従業者（医療・福祉系資格を有する者等を除く）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。※追記
5 小規模多機能型居宅介護(介護予防)に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
(1) 採用時研修：採用後 1 か月以内
(2) 継続研修：年 2 回
6 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
7 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)※追記
第 14 条の 2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
(2) 虐待防止のための指針を整備すること。
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2 事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止及び適正化)※追記
第 14 条の 3 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(重要事項の掲示等)※追記
第 15 条 事業所は、見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
2 事業所は、前項の重要事項をウェブサイト（自社ホームページ又は介護サービス情報公表システム等）に掲載・公表するものとする。
3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付則
この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
平成 21 年 9 月 1 日改定する。(出張所開設)
平成 23 年 5 月 1 日改定する。
平成 24 年 4 月 1 日改定する。
平成 24 年 6 月 1 日改定する。(サテライト型事業所)
平成 24 年 9 月 1 日改定する(看護師配置)
平成 25 年 2 月 1 日改定する(所在地変更)
平成 25 年 8 月 1 日改定する(看護師変更、介護職員数変更)
平成 26 年 4 月 1 日改定する(食費)
令和 2 年 10 月 1 日改定する(看護師変更、介護職員数変更)
令和 8 年 9 月 1 日改定（下線部を変更）